

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第十四号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条第一項の登録が済んでいることを証する書面」を「住民票の抄本。ただし、知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第五項の規定により他の都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関。以下同じ。）から当該申請しようとする者に係る本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受け、又は同法第三十条の八第一項の規定により当該本人確認情報を利用し、当該申請しようとする者の氏名又は国籍の変更の事実を確認できないときに限る。」に改め、同条第二号中「（昭和四十二年法律第八十一号）」、「（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）」、「（外国人を除く。以下同じ。）」及び「（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）」を削り、「申請しよう」を「申請しよう」に改め、「（外国人の場合にあつては、外国人登録法第四条第一項の登録が済んでいることを証する書面）」を削る。

第五条第二項の表三の項中「第十四条の三第四項」を「第十四条の三第五項」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。